

平和のために歌い継がれたもの

志田陽子（武蔵野美術大学造形学部教授）

※このプログラムの内容は、2017年度・武蔵野美術大学教育改革助成「美術教育の一環としての法学・社会倫理教育の改善」の活動および成果の一部を含みます。

1 「夢やぶれて」とヴィクトル・ユゴーが小説に託した夢

憲法の話：「流れを変えるぞ！」と決心し、希望をもって行動した人々が、一筋縄ではいかない現実に直面して打ちひしがれる。世界の憲法の歩みは、何百年もの時間をかけて、そういう思考錯誤の中で作られてきました。ユゴーの小説「レ・ミゼラブル」は、フランス革命後の悲惨な社会状況を「もう一度変えたい」と考えて立ち上がった人々の、希望と悲劇を描いた物語です。この物語の中の主要人物はほとんど死んでいきますが、その後、世界は二百年の時間をかけて、彼らが願った福祉のある社会、人権侵害を防ぐルールを持つ社会へと発展してきました。

私たちはいま、何度、壁にぶつかっても声を出すことをあきらめなかった人々がいたという憲法の歴史から、多くのことを学べると思います。

2 Old Black Joe ~Amazing Grace

Amazing Grace, How sweet the sound, That saved wretch like me

I once was lost but now I'm found, Was blind but now I see

（なんて美しい音色だろう。私はかつて道を誤ったが、今は自分が盲目だと知り、目が開かれた。）

T'was grace that taught my heart to fear, And grace my fears relieved

How precious did that grace appear, The hour I first believed

（恐れることを知り、恐れから解放されること、それが初めの一步だと教えられた。）

憲法の話：黒人民謡として有名な Old Black Joe の歌詞は、死を、過酷な現実からの解放として待ち望む歌です。奴隷制があった時代、黒人奴隷は自殺を硬く禁じられていました。

人間は平等である、不当に拘束して奴隷として使ってはいけない、ということは、今では「日本国憲法」14条（法の下での平等）や18条（奴隷的拘束の禁止、意に反する苦役の禁止）で保障されている当たり前のルールです。しかし、このルールを確立するにも、人類は大変な時間と労力を必要としました。18世紀末から19世紀にかけて、奴隷制と奴隷貿易は、大変な利益を生み出す産業でした。これを禁止するルールを作るために、イギリス議会で少数派の議員たちが生涯を賭けた様子が映画『アメイジング・グレイス』に描かれています。Amazing Grace は、こうした奴隷制廃止運

動の中で歌われたシンボル・ソングです。もとは讚美歌でしたが、そのメロディに、元奴隷船の船長だった人物が、自分の過去を悔いて作った歌詞を載せました。その歌詞が、今でも、多くの人によって歌い継がれています。

3 朝日の当てる家 The House of Rising Sun (訳詞 志田陽子)

私が着いたのはニューオーリンズの 朝日が当たるという 地の果ての家
暮らしを省みない男と連れ添い 痛みに気がつけば 街を出ていた
汽車に乗って汽車に乗ってまた汽車に乗って 乾いた暮らしを繰り返す 光は何処に
ホームに独り 踏み出した足の重さ 絡んだ鎖の重さが 私のニューオーリンズ
誰か 妹に 伝えておくれ この家に近づいてはならぬと 逢いたいけれど
私が着いたのはニューオーリンズの 朝日が当たるという 地の果ての家
(伝承民謡の歌詞からの訳。浅川マキ訳を参考にしています)

夫がギャンブルと酒に明け暮れ、生活費もままならない。そんな毎日に耐え切れずに家を出た女が身を寄せることのできた場所は、この売春宿しかなかった。この歌の原曲は、そんな内容の歌です。作者不詳の伝承民謡として歌い継がれてきたということは、このような人生を生きた人が少なからずいた、ということでしょう。

このような現実が世界中にあったために、これを軌道修正するために、「家庭内暴力(DV)防止法」や、「国連女子差別撤廃条約」があります。そして日本国憲法 24 条も、家族・婚姻の制度を存続させつつ、女性がこのような従属的状态に置かれるような制度とならないように、国家に対して適切な家族制度を作るよう命じています。そこで国家が踏み外してはならない基本原理は、男女の本質的平等と、個人の尊厳です。

4 Over the Rainbow (虹の彼方に)

虹の彼方に夢の国があるという そこでは真剣に夢見た夢は叶うのだという…

映画「オズの魔法使い」の主題曲です。「虹」が多様性を表すシンボルであることから、マイノリティの権利と多様性を訴える集会イベントでは、よく虹の絵とこの曲が使われます。とくに LGBT (性的マイノリティ) の権利を訴える「ゲイ・パレード」では、この曲がよく使われたといえます。

2015年3月23日、東京都渋谷区の「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に関する記者会見で、渋谷区長は以下のように発言しました。「…性的マイノリティの問題(を抱える)子どもたちは…未来の展望を描けず、孤立しています。それゆえ、早い段階から教育や職場などの社会において、人間の性の多様性について肯定的な啓発が重要です。区も社会も国も、これらの声のあげられない人々にあたたかいメッセージを発信し、性的マイノリティの子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高め、合わせて人権感覚をうむ大切な機会にしなければいけません。」提出された条例は可決後、同年4月1日に施行され、全国で初めての「同性パートナーシップ」を認める条

例となりました。

家族とは、婚姻とは何か。それは各人がそれぞれに追求してよいものであり、制度（民法など）は時代の要請によって動いても良いものです。憲法 24 条はただ、そこに不平等な関係を固定させるような法律（制度）を持ち込んではいない、と国家に命じているのですが、それは各人・各家族がそれぞれに最良の生き方を見つける自由を保障するためなのです。

5 Danny Boy と「平和のうちに生存する権利」

Oh Danny Boy 遠い日にいつかあなたが帰る時には

夏の花は散りゆく頃で 私は旅立っている

私の眠る墓に来て あの日を 思ってくれたら

私は ここにいるからね そしたら 安らかに眠ろう

It's I'll be here in sunshine or in shadow, Oh Danny Boy, I love you so.

（訳詞 志田陽子）

憲法の話：この歌はもともと民謡だったものに、イングランドの弁護士が歌詞をつけたと言われています。恋人に別れを告げる歌とも読めますが、アメリカでは戦死して帰らなくなった子を悼む歌として受け止められるようになってきました。

映画「ディア・ハンター」では、徴兵によってベトナム戦争に参加した田舎町の若者たちが描かれます。現地での凄惨な現実、帰らぬ人となった若者、身体や精神に治しようのない傷を抱えた若者、彼らを案じる故郷の人々…。映画「父親たちの星条旗」では、勝ってスターになった帰還兵たちでさえ、逃れられない精神的外傷に苦しみ続けたことが描かれています。「還れなくなった人々」の中には、PTSDによって日常生活に戻れなくなってしまった人々も含まれます。

日本国憲法前文にある「平和のうちに生存する権利」は、自国民のことだけでなく「全世界の国民」の権利として明記されています。そこには、被害者とならない権利とともに、加害者とならない権利も含まれると考えられています。

日本国憲法前文の「平和のうちに生存する権利」は、これから世界との連携の中で重要な役割を果たすべき権利です。それを削除するような憲法改正は、人類の努力の方向に背を向けることとなります。

6 戦争と家族と国家について、歌から考えてみよう

「禁じられた遊び」も空爆によって両親を失った少女の心の傷を描いた映画でした。日本のさまざまな歌にも、私たちの想像力によって、そうした遠い土地の人々に起きた出来事を重ね合わせることができます。いくつかの歌を、そんなふうに意味を掘りながら聴いていただければと思います。

憲法前文 歴史の反省と「自由・平等」 人類は歴史から学ぶ力を持っています。二度と繰り返してはならない出来事を記憶し、良いものは引き継ぎ発展させていく。それは「自虐」ではなく知性です。自由が奪われていた人々のことや、平等な扱いを受けられずに人生を終えていった人々のことを考える想像力をあつてこそ、現在の「自由・平等」の意味が理解できます。

「平和のうちに生きる権利」と 9 条「戦争の放棄」 「平和的生存」を守る方策として、日本は「戦争はしない、戦争の道具は持たない、戦争を行う権利も封印する」という選択をしました。これを実現するには、日本は世界に向けて働きかける役割を担わなければなりません。これからは、この課題にどう取り組んで世界の理解を得るか、私たち自身が考えていく時代で

す。この課題をリアルに想像するためにも、生きられなかった人々や一緒に暮らせなかった家族の悲しみに思いをいたす時間を、歌と映像を通じてつくりたいと思います。

7 立憲主義とは何だろう (オリジナル曲「Now I'm Here」)

憲法の話：憲法のルールを守って国家の統治が行われることを、「立憲主義」といいます。国家と憲法の関係は、何度も困難を一緒にくぐり抜けてきたカップルのようなものです。あるいは、憲法は、氾濫しやすい川に護岸工事をした堤防のようなものです。流れは人々の生を支えるために使われるべきで、その方向付けをしているのが憲法なのです。

この「立憲主義」には2本の柱があります。

A 統治のルール：国の政策（法律）を決めていくときに、独善・独裁に陥らないように民主的に決めるためのさまざまなルール（とくに三権分立）。

B 人権保障：国家の仕事は、人権を守ることです。上のAのルールを守って決めたことであっても、日本国内に暮らす人の人権を奪う決定はできません。

8 次世代の人々の夢を支える憲法 (オリジナル曲「夢の話」)

教育の現場で、「内容が政治的」という理由で学童の作文が文集に掲載されなかったり、国連軍縮会議での高校生スピーチが中止になったり……。若い人々の夢が、大人の政治的都合でふさがれることは、表現の自由や思想良心の自由を保障した憲法にとって、あってはならないことです。次世代を担う人々を、管理の対象として見るのではなく、人権の主体として支える思考を、憲法は目指しているはずです。

9 Imagine 「個人の尊重」と「幸福追求権」と「平等」と

私たち一人一人はどこかの国の国民であったりどこかの「家」の嫁や子女である前に、さまざまな現実を生きる「個人」である、という考え方を、現在の憲法はとっています（13条、24条）。この考え方が利己主義的な社会を招くというのは誤解です。まず個人として考えることのできる人が、市民として対等な立場で考えを持ち寄り、答えを出していく。これが民主主義と平等の考え方です。この考え方をとり、平等社会の実現を目指した人々の多くが、暗殺によって命を落としました。

これらの重要原則は、日本の歴史と、世界の歴史の中で、時間をかけて確認され、憲法という文書に盛り込まれてきました。だから憲法は、その憲法自身の歴史がわかる形で書かれている必要があります。それはとくに、将来の世代のために必要です。憲法には、そこに書かれている仕組みや人権がなかったために苦しんだ人々や、それを獲得するために人生を捧げた人々の声が詰まっています。そんな角度から、憲法の価値をとらえなおすことができれば、と思います。

平和も、一人ひとりのライフスタイルの自由も、その権利を必要とする人々が声を上げることで、少しずつ、実現へと近づいてきました。古くから歌い継がれてきた民衆の歌には、そうした「声」が見え隠れしているものがたくさんあります。これからも、そんな歌を掘り起こして、憲法の精神を文化の中に探る試みを続けていきたいと思っています。 (志田陽子)